

鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を改正する条例

鎌倉市腰越漁港管理条例（昭和60年3月条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「500円」を「1,000円」に改める。

別表第2中「16,000円」を「20,000円」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第13条）

区 分	占用料
電柱（鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月条例第12号）別表（以下「占用条例別表」という。）備考1に規定する第一種電柱、第二種電柱及び第三種電柱をいう。別表第4の2占用料の表区分欄において同じ。）	占用条例別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部（以下「第1号工作物の部」という。）第一種電柱の項から第三種電柱の項までの規定を準用して算定した額
電話柱（占用条例別表備考2に規定する第一種電話柱、第二種電話柱及び第三種電話柱をいう。別表第4の2占用料の表区分欄において同じ。）	第1号工作物の部第一種電話柱の項から第三種電話柱の項までの規定を準用して算定した額
その他の柱類（第12条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱（支線柱を除く。以下この表において同じ。）を除く。）	第1号工作物の部その他の柱類の項の規定を準用して算定した額
広告板類	第1号工作物の部広告塔の項の規定を準用して算定した額
管類	占用条例別表法第32条第1項第2号に掲げる工作物の部（以下「第2号工作物の部」という。）の規定を準用して算定した額
その他のもの（第12条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱又は支線を除く。）	占用面積1平方メートルにつき1月 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格× $\left(\frac{4}{100}\right) \times \left(\frac{1}{12}\right)$ の算式により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

備考

- 1 占用料の額が面積で定められているものに係る占用面積又は表示面積（多面のものにあつては、全ての表示面の合計面積）が1平方メートル未

満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときはその満たない面積又は端数は1平方メートルとして計算し、占用料の額が長さで定められているものに係る占用の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときはその満たない長さ又は端数は1メートルとして計算する。

- 2 占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、占用の許可の有効期間の初日の属する月から当該有効期間の末日の属する月までの月数により計算する。ただし、当該有効期間が31日以下であるときは、1月とする。
- 3 前項に掲げる場合において、占用料の額が100円未満となるときは100円とし、その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 4 占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は、1月として計算する。
- 5 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

#### 別表第4（第14条）

##### 1 土砂採取料

土砂の採取	採取量1立方メートルにつき 300円
-------	--------------------

##### 2 占用料

区 分	占用料
電柱	第1号工作物の部第一種電柱の項から第三種電柱の項までの規定を準用して算定した額
電話柱	第1号工作物の部第一種電話柱の項から第三種電話柱の項までの規定を準用して算定した額
その他の柱類（第14条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱（支線柱を除く。以下この表において同じ。）を除く。）	第1号工作物の部その他の柱類の項の規定を準用して算定した額
広告板類	第1号工作物の部広告塔の項の規定を準用して算定した額

管類	第2号工作物の部の規定を準用して算定した額
海水浴施設、売店、休憩所その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1月 290円
その他のもの（第14条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱又は支線を除く。）	占有面積1平方メートルにつき1月 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格× $\left(\frac{4}{100}\right)$ × $\left(\frac{1}{12}\right)$ の算式により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

備考

- 1 土砂の採取量が1立方メートル未満であるとき、又はその量に1立方メートル未満の端数があるときは、その満たない量又はその端数は、1立方メートルとして計算する。
- 2 占有料の額が面積で定められているものに係る占有面積又は表示面積（多面のものにあつては、全ての表示面の合計面積）が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときはその満たない面積又は端数は1平方メートルとして計算し、占有料の額が長さで定められているものに係る占有の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときはその満たない長さ又は端数は1メートルとして計算する。
- 3 占有料の額が年額で定められているものに係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、占有の許可の有効期間の初日の属する月から当該有効期間の末日の属する月までの月数により計算する。ただし、当該有効期間が31日以下であるときは、1月とする。
- 4 前項に掲げる場合において、占有料の額が100円未満となるときは100円とし、その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 5 占有料の額が月額で定められているものに係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は、1月として計算する。ただし、海水浴施設、売店、休憩所その他これらに類するもの（以下「海水浴施設等」という。）に係る占有にあつては日割りで計算し、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 6 海水浴施設等の占有区域内に設置する管類その他海水浴施設等の附属工作物に係る占有料は、海水浴施設等に係る占有料に含まれるものとする。
- 7 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り

捨てる。)とする。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1から別表第4までの規定は、施行日以後に行われる鎌倉市腰越漁港管理条例第4条第2号の利用、同条例第10条第1項に規定する使用、同条例第12条第1項に規定する占用並びに工作物の新築、改築、増築、移転及び除去並びに同条例第14条第1項の採取及び占用（以下「利用等」と総称する。）に係る利用料金（同条例第4条第2号の利用料金をいう。）、使用料（同条例第11条第1項の使用料をいう。）、占用料（同条例第13条第1項の占用料をいう。）及び土砂採取料等（同条例第14条第1項の土砂採取料等をいう。）（以下「利用料金等」と総称する。）について適用し、施行日前に行われた利用等に係る利用料金等については、なお従前の例による。